

者に該当するものと思われ、居住者は、子供3人がこれに該当するものと思われ。したがって、居住者の持分は30%に過ぎないので、英領ヴァージン諸島に設立した会社は外国関係会社に該当しないのではないかと思われがちですが、この外国関係会社の判定上、当該居住者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者は、居住者として扱われますので、貴方がご夫婦は所得税法上非居住者に該当する場合であっても、この外国関

係会社の判定上居住者として扱われることとなります。

英領ヴァージン諸島に設立する会社は100%居住者によりその持分を所有されていることになり、外国関係会社に該当し、その持分の5%以上を有する貴方の子供3名はいずれもタックス・ヘイブン対策税制の適用によりその課税を受けることとなります。

(税理士 小沢 進)

“譲渡所得”に関連する所得税法及び租税特別措置法の通達すべてを逐条詳解!

逐条詳解

税理士 船田健二 (元国税庁資産税課課長補佐) / 監修
◎B5判・加除式・全2巻・本体価格25,000円(税別)(千実費)

譲渡所得関係通達総覧

●複雑かつ多様な譲渡所得に関する実務に必須な通達を網羅!

法解釈だけでなく、通達の解釈・理解が必要とされる譲渡所得に係る実務のより円滑な遂行に資するため、所得税法及び租税特別措置法の関連通達を網羅し、逐条的に詳解しています。したがって

- 資産等の譲渡を検討する際の適用要件の確認をしたいとき
 - 資産等を譲渡したときの課税所得金額の算出をしたいとき
 - 確定申告時に確認をしたいとき
- などの各場面をはじめ、譲渡所得をめぐるさまざまな場面で活用いただけます。

●理解しやすい立体的な解説方式!

各通達は、項目とその改正経過を枠で囲い、各項目ごとに次の要領で解説しました。

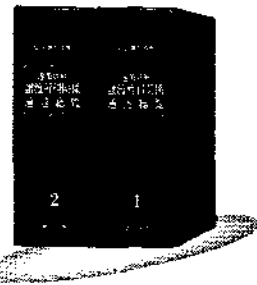
[注釈]各規定の趣旨、意義等について詳細かつ多角的な視点で解説しました。

[個別事例]譲渡所得に関する実務処理上、実際に生じた疑問や起こりそうな問題を問答形式で取り上げて、実務に活かせるよう配慮しました。

[判決要旨]各規定に関連する代表的な裁判例については、要旨を該当する箇所に掲げ、判決年月日・裁判所名・事件番号・出典を表示しました。

[裁決要旨]各規定に関連する国税不服審判所から公表された代表的な裁決例については、要旨を該当する箇所に掲げ、裁決年月日・出典等を表示しました。

[参考法令等]各規定を理解するために必要な範囲で、他の法令の規定等を掲げました。また、特に各項目に関連の深い個別通達を該当する箇所に掲げました。



詳細
カタログ
送呈中!

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17



第一法規

TEL(03)3404-2251

FAX(03)3404-2269

国際課税

Q & A

▶▶タックス・ヘイブン対策税制（個人に対する適用について）

Q

私共夫婦は、一昨年定年後に米国に移住し、現在ロサンゼルスで親戚の営む装飾品の販売業務の手伝いを行っております。

また、私には3人の子女がおり、現在いずれも日本の大学で勉強中です。

このたび、日本の外為法の大幅な規制緩和があったことから、友人のすすめもあって英領ヴァージン諸島に資産の運用会社を設立し、主として日本国外を対象とした資産の運用をしたいと考えております。

その英領ヴァージン諸島に設立する会社は、いわゆるペーパーカンパニーでその資本構成は、私が50%、妻が20%、3人の子供はそれぞれ10%の持分を予定しています。

このような場合、日本においてタックス・ヘイブン対策税制の適用があるのでしょうか。

A

1 貴方の子供3人は、いずれもタックス・ヘイブン対策税制の適用により、その設立した英領ヴァージン諸島の子会社の課税対象留保金額につき、これを雑所得として確定申告を行う必要があります。

貴方がたご夫婦は、日本でのタックス・ヘイブン対策税制による課税を受けることはありません。

2 移転価格税制、過少資本税制は、法人に対してのみその適用がありますが、タックス・ヘイブン対策税制は、個人に対してもその適用があります。

タックス・ヘイブン対策税制の仕組みは、基本的には個人及び法人いずれの場合の適用についてもおおむね同一のものとなっております。

個人の場合には、その合算の対象とされる所得は、雑所得として区分されています。

タックス・ヘイブン対策税制は、当該外国の会社が、まず、外国関係会社に該当するか否かを判定し、次いで、その外国の会社が外国関係会社に該当する場合には、その外国の会社の5%以上の持分を有する居住者に対してその外国の子会社が留保した金額のうちその持分に対応する部分の金額（法令上課税対象留保金額といわれています）をその居住者の雑所得として確定申告により課税を行うこととしています。

ここで、外国関係会社とは、内国法人及び居住者が直接及び間接に50%超の持分を有する外国の会社をいうものとされています。貴方のケースでは、貴方がたご夫婦は所得税法上非居住